

# 東海市都市計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東海市都市計画審議会条例（昭和44年東海市条例第85号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、東海市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 会長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、くじにより定める。

3 審議会は、委員中に異議がないときは、第1項の選挙につき、指名推選の方法を用いることができる。

(会長の任期等)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長が、その職を辞し、又は委員を退職したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会において会長の選挙を行うものとする。

(会議の招集)

第4条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、招集の期日の14日前までに、議案、日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

(委員の代理)

第5条 審議会委員の代理はみとめない。

(会議の公開等)

第6条 審議会の会議は、公開するものとする。ただし、審議会が公開しない旨を議決した場合は、この限りでない。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、議案に関係のある市職員等を会議に出席させ、議案について説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(議事録)

第8条 審議会の会議について、議事録を作成し、議長及び議長が指名する委員1名が、これに署名押印するものとする。

2 議事録は、公開するものとする。ただし、審議会が公開しない旨の議決した一連の部分については、この限りでない。

(公印)

第9条 審議会の公印は、東海市都市計画審議会会長印とする。

2 前項に掲げる公印の寸法、ひな型及び用途及び保管者は、別表のとおりとする。

(委任)

第10条 この規程に定めのない事項については、会長が審議会に諮って決定する。

附 則

この規程は、平成12年6月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

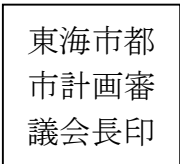
附 則

この規程は、平成17年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第9条）

公印の種類	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	保管者
審議会会長印		てん書	方18	一般文書用	都市計画課長